

# 伊丹市と新関西国際空港株式会社が 「伊丹市域におけるまちづくりの推進」について合意

伊丹市と新関西国際空港株式会社は、伊丹市域の生活環境の改善、地域コミュニティの再生等を図るためのまちづくりを連携して推進するため、2014年3月24日)、「伊丹市域におけるまちづくりの推進に関する基本合意」および、これに基づく「大阪国際空港周辺場外用地(伊丹市域)の取扱いに関する覚書」を締結しました。

### 【経緯·趣旨】

大阪国際空港は、大阪都心から 10kmあまりとほど近く、年間約 1400 万人のお客様にご利用いただいている利便性の高い都市型空港であり、地域経済の重要な資源として、空港周辺地域の発展に寄与している一方で、住宅や工場、商業施設等が密集する市街地に隣接して立地していることから、その成長、発展には、空港と周辺地域との共生が不可欠です。

大阪国際空港周辺には、かつて騒音対策のために国が買い上げた移転補償跡地(場外用地)(※)が約84ha(うち伊丹市域に約27ha)所在しており、これらの移転補償跡地をまちづくりの観点から利活用を推進していくことが強く求められています。

こうしたことから、伊丹市においては、第 5 次伊丹市総合計画の空港を活かしたまちづくりを推進し、生活環境の改善、地域コミュニティの再生等を推進しているところです。

また、新関空会社においても、移転補償跡地の有効活用を通じて、空港周辺自治体のまちづくりとの連携に取組み、一層の地域共生を推進しているところです。

このような取組みを推進するため、伊丹市と新関空会社は、移転補償跡地の利活用等による伊丹市域のまちづくりについて連携していくことが、極めて重要な課題であるとの認識を共有し、今般、両者の間で基本合意およびこれに基づく覚書の締結に至ったものです。

伊丹市と新関空会社は、今後、この基本合意および覚書に基づき、着実な環境対策の実施と安全面の取組みの推進を前提に、移転補償跡地の利活用等による伊丹市域の生活環境改善や地域コミュニティの再生等について、連携しながら、積極的に取り組んでまいります。

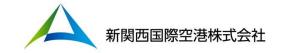
(※)公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第9条に基づき、国が買収した土地(2012 年 7 月の関西国際空港と大阪国際空港の経営統合に伴い、現在は新関空会社が所有)



伊丹市マスコット ヒコまる



KIX 20th ITM 75th



### 【基本合意および覚書の概要】

1 伊丹市域におけるまちづくりの推進に関する基本合意

伊丹市におけるまちづくりについて、着実な環境対策の実施と安全面での取組みの推進を前提に、伊 丹市域の生活環境改善、地域コミュニティの再生等を図るための伊丹市と新関空会社の基本的な認識 についての基本合意。

- ① 伊丹市は、新関空会社や地域住民と連携の下、伊丹市総合計画(第5次)の空港 を活かしたま ちづくりの施策を推進すること等により、伊丹市域の生活環境改善、地域コミュニティの再生等を図 る。
- ② 新関空会社は、保有する土地の適切な利活用を通じて伊丹市による空港を活かしたまちづくりに協力する。
- 2 大阪国際空港周辺場外用地(伊丹市域)の取扱いに関する覚書

伊丹市域のまちづくりの推進に関する基本合意に基づく、伊丹市が使用している場外用地の具体的な 取扱いについての覚書。

- ① 基本事項
  - 場外用地の利活用にあたって、伊丹市と新関空会社が協力すること。
- ② 新関空会社が貸し付けている場外用地の具体的な取扱い方針
  - ・公園など、伊丹市が新関空会社から借用している場外用地の用途のあり方について、両者で検証すること。
  - ・上記の検証を踏まえた場外用地の具体的な取り扱い方針を策定すること(市に継続貸付け、市への寄付、市からの返還、市への売却等)。
- ③ その他の場外用地の具体的な取扱い方針
  - ・伊丹市は、空港周辺地域の活性化のための計画を策定し、新関空会社は、当該計画に必要な 暫定緑地を伊丹市に寄付。
- ④ その他
  - ・新関空会社は、中村地区の土地について、空港内に雨水等貯留施設の確保ができることを確認したうえで、利活用の方法について検討。





## 伊丹市域におけるまちづくりの推進に関する基本合意

伊丹市と新関西国際空港株式会社(以下「新関空会社」という。)は、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針の趣旨を踏まえた着実な環境対策の実施と安全面での取組みの推進を前提に、同市域の生活環境改善、地域コミュニティの再生等を図るため、下記のとおり合意する。

記

- 1. 伊丹市は、新関空会社や地域住民との連携の下、伊丹市総合計画(第5次) の空港を活かしたまちづくりの施策を推進すること等により、同市域の生活 環境改善、地域コミュニティの再生等を図るものとする。
- 2. 新関空会社は、伊丹市域に保有する土地の適切な利活用等を通じて、空港 を活かしたまちづくりの推進に協力するよう努めるものとする。

本合意を証するため、本合意書2通を作成し、両者記名押印の上、それぞれ1通を保管するものとする。

平成26年(2014年)3月24日

 伊 丹 市

 伊丹市長 藤 原 保 幸

新関西国際空港株式会社 代表取締役副社長 伊丹空港本部長 春 田 謙

## 大阪国際空港周辺場外用地(伊丹市域)の取扱いに関する覚書

伊丹市と新関西国際空港株式会社(以下「新関空会社」という。)は、「伊丹市域におけるまちづくりの推進に関する基本合意」(平成26年3月24日)に基づき、同市域の生活環境改善、地域コミュニティの再生等を図るため、下記のとおり覚書を締結する。

記

#### I 基本事項

- 1. 新関空会社は、売却をはじめとする大阪国際空港周辺場外用地(伊丹市域のものに限る。以下「場外用地」という。)の利活用にあたっては、伊丹市及び関係する地域住民等と事前に必要な連絡・調整を行うものとする。
- 2. 伊丹市は、新関空会社から建物建築に係る土地の区画形質の変更その他の開発行為等について相談を求められた場合、または、境界確定、隣地購入、その他住民等と交渉を要する場合には、新関空会社に対し、必要に応じて指導、助言、調整等の協力を行うものとする。
- Ⅱ 伊丹市が新関空会社から借り受けている場外用地の具体的な取扱い方針

伊丹市及び新関空会社は、同市域の生活環境改善、地域コミュニティの再生等を図るとともに、新関空会社の民間企業としての適正な土地利用に資するため、現時点において伊丹市が新関空会社から借り受けている道路、公園等に係る場外用地について、今後、以下のとおり取り扱うものとする。

- 1. 新関空会社は、以下の場外用地については、原則として現行通りの条件 で今後も継続的に伊丹市に使用させるものとする。
  - ①都市公園に係る場外用地
  - ②上下水道施設に係る場外用地
- 2. 伊丹市及び新関空会社は、伊丹市が新関空会社から借り受けている道路、公園、防火水槽等に係る場外用地(1. の場外用地を除く。以下同じ。)の

利用の必要性について、同市域の生活環境改善、地域コミュニティの再生等を図るとともに、新関空会社の民間企業としての適正な土地利用に資する観点から十分な検証を行う。

3. 新関空会社は、2. の検証の結果、大阪航空局において売却済みの場外 用地、または、現在新関空会社が保有している場外用地の価値を向上させ ている、もしくは、向上させることが確実と見込まれると判断された伊丹 市道に係る場外用地(※)について、伊丹市に寄付するものとする。

## (※) 以下の土地等。

- ・過去に大阪航空局が売却した場外用地に接しており、当該用地の利用に必要不可 欠な伊丹市道に係る場外用地
- ・新関空会社が場外用地を保有・管理または利活用するにあたって必要不可欠な伊 丹市道に係る場外用地
- 4. 伊丹市は、2. の検証の結果、現行通り使用するよりも、返還の上、他の用途で活用した方が適切であると判断した場外用地については、速やかに必要な関係者調整を行った上、新関空会社に対し、計画的に返還するものとする。
- 5. 伊丹市は、2. の検証の結果、現行通り使用することが適切であると判断した場外用地については、財政状況等を勘案しつつ、計画的に購入又は伊丹市有地との交換等を行うものとする。

#### Ⅲ その他の場外用地の具体的な取扱い方針

1. 伊丹市は、平成26年度中に空港周辺地域の活性化のための計画を策定し、新関空会社は、当該計画の実施に必要な暫定緑地を、伊丹市に対して寄付するものとする。

## Ⅳ その他

1. 伊丹市は、新関空会社と協議の上、平成26年度半ばを目途に、Ⅱに関する具体的な年次計画を作成するものとする。

- 2. 新関空会社は、1. の年次計画に基づく措置が講じられるまでの間の経過措置として、原則として現行通りの条件で伊丹市に場外用地を使用させるものとする。
- 3. 新関空会社は、空港内に雨水等貯留施設が確保できることを技術的に確認し地元の理解を得た上で、中村地区の土地の利活用の方針について検討を行うこととし、伊丹市に協議の上、所要の結論を得ることとする。
- 4. 伊丹市及び新関空会社は、この覚書に定めのない事項については、同市域の生活環境改善、地域コミュニティの再生等を図るとともに、新関空会社の民間企業としての適正な土地利用に資する観点から、両者誠意をもって協議するものとする。

本覚書を証するため、本覚書2通を作成し、両者記名押印の上、それぞれ1通を保管するものとする。

平成26年(2014年)3月24日

 伊
 丹
 市

 伊丹市長
 藤
 原
 保
 幸

新関西国際空港株式会社 代表取締役副社長 伊丹空港本部長 春 田 謙